

県計画の目標達成に向けた取組の充実について

鳥取県県土整備部県土総務課

1 協議会内でのメーリングリストの整備

＜成果指標＞「労働災害撲滅に向けた取組の充実等」に係る関係施策

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画」の円滑な実行に資するため、推進協議会を立ち上げ、関係者間での必要な情報共有と新たな施策の充実をに向けた議論を行うこととしている。
- ただし、協議会は年1回の開催を予定しており、建設業における労災発生状況の速報や新たな関係施策の展開等、スピード感をもって構成員に情報伝達することが難しい。
- ついては、安全衛生に係る様々な情報を適期に入手できるよう配慮するため、協議会内でメーリングリストを整備することにより、構成員相互の情報の受発信体制を確保する。

2 一人親方等に県計画を普及・啓発する取組

＜成果指標＞「一人親方等の労災保険特別加入者数の増」に係る関係施策

- 県内の一人親方等の数、所在については、国、県、関係団体ともに、すべてを把握できていない現状にある。
- 現実的に全数を捉えることは困難だが、協議会として、少なくとも構成員が承知している範囲内で一人親方等の実態把握を行う。
- また、構成員が把握している一人親方等には、特別加入をはじめとした各種施策の周知、労働災害の発生形態等の状況が行き渡るよう、1のメーリングリストを活用し、随時情報提供を実施する。
- なお、県で把握している公的な発注機関（※）に対して「特別加入制度のしおり（厚生労働省）」を情報提供する等、建設工事の発注時に、請負者が一人親方等を下請で使用する場合を想定し、構成員で把握しきれない一人親方等に制度が周知されるよう配慮する。
- （※）県内の広域行政管理組合、各種公社、事業団、財団 等
- そのほか、広く県民に計画の内容を周知するためのポスター、チラシ等の作成を予定しており、一人親方等に対しても安全衛生の取組に関心を高めてもらう契機となることを期待している（来年度事業としての想定）。

3 建設業界の担い手確保に向けた各種取組

＜成果指標＞「技能労働者数の現状維持」に係る関係施策

- 安全衛生経費が確実に下請負人まで支払われることを担保するため、この経費の流れに係る確認調査を実施するほか、当該経費の適切な積算を周知するための講習会（県計画全体の概要も含めて）等の開催を検討し、業界の魅力アップにつなげる取組を充実させる。
- ※ 建設業取引適正化推進月間（11月）の国講習会等とタイアップした取組を予定。
- 平成27年から県で実施している「建設産業担い手育成支援事業」（詳細は別添のとおり）について、業界の意見を聞きながらさらに充実に努めたい。

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて～提言(案)～概要

〈基本的な考え方〉

「人材」で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための施策の具体化や継続的な進化に取り組む。

- ①安全衛生経費の「見える化」
- ②安全衛生経費に関する意識改革
- ③安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップ・進化

〈安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策〉

(1) 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及

- 元下間における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る
- 下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図る



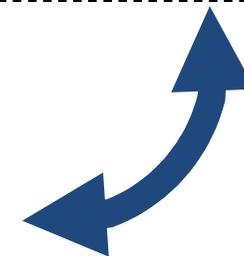
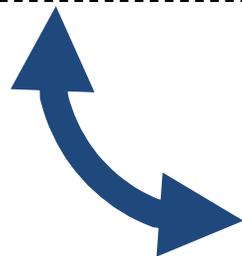
WGを設置し、具体的に検討(令和2年～)

(2) 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報

- 適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実
- インターネットやソーシャルメディアでの情報発信
- 安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布
- 全国安全週間などでの集中的な広報
- 発注者向けのリーフレットの作成
- 一人親方向けのリーフレットの作成

(3) 施策を体系的に進めるための仕組み構築

- 安全衛生経費の実態に関するフォローアップ調査
- 人材の育成
- 各主体がまとめたガイドブック、事例等をホームページで一元化
- 建設業法第19条の3の徹底



R2建設産業担い手育成支援事業の概要について

県土総務課建設業・入札制度室

1 事業の目的・概要

- ・ 建設現場を担う技能労働者の高齢化と若年者の建設業界への入職減が課題となっており、平成27年度から県で複数の補助メニューを整備する等、建設業者等が行う担い手の育成・確保の取組を支援している。
- ・ また、建設技能労働者の就労環境の改善に向けて、県設計額と下請契約額の比較分析調査を実施し、元請業者と下請業者に立ち入り、建設技能労働者の賃金水準を確認により、その水準確保に向けて必要な助言、指導を行う。

2 主な事業内容

(1) 建設産業担い手育成支援事業

① 県直営事業

「建設産業における女性活躍推進シンポジウム（仮称）」の開催（新規）

幅広く関係者が参集し、誰もが働きやすい建設産業を実現するための考え方等の情報共有を図り、その具体的な方策を意見交換するシンポジウム等を実施する。

【シンポジウムの概要】

- 時期等 R1. 8月～9月（倉吉未来中心・セミナールーム等）
- 内容 建設産業における女性活躍の好事例、先進事例等のパネルディスカッション、ワークショップ 等

【予算額】324千円

→ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業内容を変更（普及・啓発冊子の作成・配布）。

② 補助（委託）事業

（単位：千円）

補助金等の名称	補助対象事業（委託内容）等	実施主体（委託先）	県補助率（上限額）	予算額	備考
1 とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業	ネットワークが主体となって行う建設業における担い手確保・育成に係る取組を支援する。	とっとり建設☆女星ネットワーク	10/10 (1,000)	1,000	新規
2 どぼくカフェ及び土木ツアー	若者や女性等幅広い層を対象に、カフェスペースで土木に関わる身近な話題を提供するほか、実際の土木施設に触れてもらう等、地域社会と土木のつながりを発見する機会とする。	公益社団法人土木学会	委託	854	※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施内容の変更を検討中。
3 建設業の魅力発信事業費補助事業	※ 別添チラシのとおり			1,569	
4 高校生のインターンシップ受入企業支援事業				1,107	
5 建設労働者等スキルアップ事業				1,108	

(2) 技能労働者の就労環境改善事業

① 委託事業

委託事業の名称	補助対象事業（委託内容）等	実施主体（委託先）	県補助率（上限額）	予算額
技能労働者の賃金水準等詳細調査委託業務	県発注工事の下請工事について、県設計金額と下請契約との比較を行い、下請代金、労務単価の水準等を確認する。	公益財団法人鳥取県建設技術センター	委託	3,569

② 県直営事業

上記委託事業で把握した情報をもとに、設計金額を下回る下請契約を締結している元請下請業者に立入調査を実施し、下請工事に従事する技能労働者の賃金水準を確認し、必要に応じて助言や指導を行う。

建設関係企業の「担い手確保・育成」の取組を応援します！！

- ◆ 県内建設業の年齢別就業者数は、55歳以上が40%以上、29歳以下が10%未満となっており、若年人口の減少と団塊世代の引退により、近い将来の担い手不足が懸念されています。
- ◆ 鳥取県では、建設業の皆様が行う担い手の確保・育成の取組について、以下4つの支援メニューでバックアップします。ご活用をお待ちしています。 ※ いずれも予算の範囲内で交付決定します。

区分	補助金の名称	概要	補助対象等
魅力発信	インターンシップ研修受入企業支援事業	県内土木建設業への就業意欲向上のため、高校生の「実習、体験学習」や「学外実習」を受け入れた建設関係企業へ受入に伴う経費の一部を支援します。 ※ 県が事前に受入可能企業を照会し、各高校に情報提供します。	【補助対象者】 土木建設業者、建設コンサルタント業者 【支援内容】 9,000円/日 【申請期限】 研修実施の20日前まで (問合せ先: 県土総務課 0857-26-7347)
	鳥取県建設業魅力発信事業	若者や女性に建設業に興味・関心を持ってもらうためのイベントを開催するなど、建設業の魅力発信や人材確保に意欲のある企業・団体の行う取組に対して経費の一部を支援します。 (取組の例) 出前講座、若者や女性に興味・関心を持ってもらうためのイベントやシンポジウムの開催、新聞、PR冊子、カレンダー等による広報	【補助対象者】 建設業者、建設コンサルタント、建設業団体等 【支援内容】 広告宣伝費、印刷製本費、委託費、会場借上げ代、参加者送迎のためのバスの借上料、講師謝金、人件費、資機材費等の経費の1/2 【申請期限】 事業実施の30日前まで (問合せ先: 県土総務課 0857-26-7347)
資格取得	鳥取県建設労働者等スキルアップ事業	事業者にも所属する建設労働者が、1級又は2級土木施工管理技士資格を取得するために民間研修を受講する際、その受講料の一部を支援します。	【補助対象者】 建設業者 【支援内容】 民間企業等が実施する土木施工管理技士資格取得のための研修(通信教育、インターネット等による受講は除く。)の受講料について、受講者1名当たり30千円/年まで ※1 受講料以外の経費は、補助対象外です。 ※2 1事業者3名分まで、1名当たり毎年度1回、通算2回まで 【対象となる労働者】 満40歳(年度当初時点)以下の方 【申請期限等】 2級:7月31日、1級:7月以降公表 ※ 交付対象人数は、1級、2級それぞれ13名(先着順) (問合せ先: 県土総務課 0857-26-7347)
	鳥取県建設労働者スキルアップ研修フォロー事業	事業者にも所属する建設労働者が1級及び2級土木施工管理技士資格を取得するために、県が実施する研修を受講する際、その研修期間中、受講者の業務をフォローする者の人件費の一部を支援します。	【補助対象者】 建設業者 【支援内容】 1事業者当たり、研修受講者数にかかわらず、10千円/日×研修受講日数を上限 【対象となる労働者】 対象研修を受ける方が満40歳(年度当初時点)以下の方 【申請期限等】 対象研修の日程が決まり次第公表します。 (問合せ先: 県土総務課 0857-26-7347) ※ 対象の研修 技術企画課 0857-26-7499



★県ホームページ(とりネット)で補助金交付要綱等を確認できます★
<http://www.pref.tottori.lg.jp/247327.htm>



鳥取県県土整備部県土総務課